

米国の Request for Continued Examination (RCE) 及び関連情報

2016年01月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

Request for Continued Examination (RCE) は、再出願することなく出願の"finality"を解消するための措置です (35 U.S.C. 132(b), 37 CFR 1.114 参照)。したがって、RCE を分割出願や一部継続出願の代用とすることは認められません (MPEP 706.07(h)VII には、出願人が発明をスイッチすることができない ("applicant cannot switch inventions") 旨が記載されています)。

RCE は非常に有用な手続の一つですが、様々な側面を有しており、多面的に且つ総合的に理解することによって、より適切な措置をタイムリーに講ずることが可能となります。このような事情に鑑み、本資料は、下記の事項について詳細に説明しています。

- (a) 親出願とは独立して区別可能なクレーム
- (b) RCE をファイルする際の補正上の留意事項
- (c) RCE の特許権存続期間の調整 (PTA) に関する最近の判例 (Novartis 事件)
- (d) Novartis 事件の判決を反映した USPTO による PTA に関する Final Rule
- (e) 米国優先審査 (Prioritized Examination) が RCE にも適用
- (f) RCE の未審査滞貨の統計
- (g) QPIDS (Quick Path IDS) Pilot Program
- (h) AFCP (After Final Consideration Pilot) Program 2.0 の導入
- (i) 審決後にプロセキューションを再開するための措置
- (j) RCE の未審査滞貨の減少

【全 20 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.